

大地震で想ったこと



正岡 利朗

(高松大学経営学部 教授)

Toshiro
Masaoka

その日、3月11日には、当方は有休を取って、自宅で頭の痛い仕事をしておりました。2月初めからずっとその仕事にかかりっぱなしで、またまた出てきた腰痛をおしての仕事であったのですが、ネットでは「東北で大地震」の文字が。慌ててTVを付けると、沿岸部に押し寄せる津波が、さまざまなものを飲み込んでいく映像が流されていました。

えらいことになってしまいました。こんなすごい津波の映像を見たのは初めてです。愕然としながら、千葉の実家に電話をすると、幸い繋がり、両親と妹家族の安否は確認できました。個人的にはひとまず安心と言ったところですが、この際に手元にある「地震調査研究推進本部政策委員会成果を社会に活かす部会報告」というPDF文書を改めて見てみました。同報告においては、「地震動予測地図」というのが作成されており、わが国の各地において、「今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」が示されています。

これによると、宮城県の沿岸部はかなり高い確率ですが、岩手県、福島県、茨城県北部はそれほどでもないようで、むしろ我が地・高松の方が高い確率となっています。そうすると、高松在住の身でもうかうかしてはいられないようで、その日に備えて、きちんと心構えしておくべきなのでしょうね。

今回の被害地域として、仙台市があるのですが、震度6強で揺られた青葉区には高校時代の親友がいます。10年ぐらい前にささいなことで絶交して以来、今は年賀状の交換だけとなっていますが、このようなときには、やはり安否が気になります。

しかし、どのTV局を見ても、津波で被害の大きい地域の映像を流しているだけで、以前(平成20年7月号)にも書きましたが、もう少し他の地域の状況を報道してくれてもいいのに、と思いました。これほど広範囲の被害地域、そして、たまたま他所に行っていて、家族の住んでいる地域の状況などを知りたい人々も多数いるのですから、各TV局は分担して、あちこちの映像を提供した方が意味があるのではないのでしょうか。

そこで、動画投稿サイトで、「仙台市青葉区&地震」等で検索してみると、ズバリの映像が見られました。揺れの瞬間にたまたまケータイかビデオで撮ったのでしょうか、撮った人には、よくそんな余裕があったなあと感じます。これにより、わりと高級そうな新興住宅地で、新しめの建物、耐震基準も今の基準で建てられている建物がどのぐらい揺られるという状況が、リアルに理解できました。

まことに貴重な情報でしたが、青葉区、あの様子なら、親友の家も致命的な損壊までには至らず、恐らく無事であろうと思われました。彼は医者

ですので、このような災害の後では、不眠不休で働いていることでしょうか。同時に、震度6強であのぐらい揺れるのであれば、我が家は震度6弱までならなんとか耐えられそうですが、震度7が来たらたぶんアウトだ、という見当もつきました。

そして、なにもかもが想定外の規模の津波に遭遇して、現地での生死の分かれ目はなんであったのだろうか深く考えさせられました。コンクリート造の建物の3階以上に昇った人はとりあえず命は助かると思ったことでしょうか。第1波がわずか数cmの高さだったので、「いつものことか」と安心して自宅に戻った人も多数いたことでしょうか。

当方は、これまで、このような緊急災害に自分が直面した際には、できるだけ状況を大きめに想定し、自分の類推力、決断力などを総動員すれば、なんとか乗り切れるものと思っていたのですが、そのような考えは実に小賢しいことではないか、そして、世の中には「後は運」に任せるしかどうしようもない状況があるのではないか、という結論に達せざるを得ませんでした。

しかし、それにしても、出来る範囲で「人事を尽くして天命を待つ」必要はあるわけで、この点、地震発生時、八戸港に着岸中であつた深海掘削船「ちきゅう」の行動はさすがと思えました。同船は、今後の巨大地震や津波の発生メカニズムの研究にはなくてはならないものですが、一部報道によりますと、船長は「大きな津波が来るもの」とただちに判断し、岸壁に押しつけられる危険を回避するため、船を沖合数百メートルに移動させたということです。

このように書くと、なんでもなしのことのようにも思われますが、八戸市の震度は5強であり、情報がない中で、ただちに発出することまでを決断できるものなのでしょうか。そして、同船は、全長210m、排水量59,500トンに達する、戦艦大和より一回り小さい程度の巨大船なのです。さらにその最大速力はわずか12ノットであり、早急に判断を行い、その後の出港手順を順調に行っていけないと、すぐに手遅れになってしまいます。

そこで、見学中の子どもを乗船させたままの緊急出港となったものでしょうが、その後の八戸港に津波が押し寄せる映像を見るにつけ、判断が遅れ、接岸したままで、仮に乗り上げてしまった場合、貴重な船体と港周辺施設に一体どのような被害をもたらしたものが、想像するに恐ろしいものがあります。

してみると、このような災害に直面して、危難を逃れるための資質は、一見なんでもなしな現場での「豊富な経験に裏打ちされた瞬時の決断力」であるのかもしれないですね。

「第28回香川の漆器まつり」を開催

香川県漆器工業協同組合

香川県漆器工業協同組合(松田等理事長)は3月19日、20日の2日間にわたり玉藻公園披雲閣(高松市)において「第28回香川の漆器まつり」を開催しました。

漆器まつりは、国の伝統的工芸品である香川漆器を広くPRしようと毎年開催、今年は22業者から計約1,200点の製品が集まり、職人の熟練の技を生かした作品が訪れた人たちの目を引きつけていました。

会場では各種の技法を用いた小物漆器、大物漆器が毎回市価よりも安く販売されており、訪れた人は繊細な模様の家具の美しさに関心し、小物を手に取って熱心に品定めしていました。

その他にも伝統工芸士による実演や、「彫漆パネル製作」体験コーナーが行われ人気を集めていました。



▲会場の様子

松田理事長のコメント

「消費者の方を対象とした展示会を開催することにより伝統的工芸品である香川漆器の振興が図れた。今回の売上金の一部を組合から日本赤十字社を通じ、東北地方太平洋沖地震の義援金とさせていただきます」

会員ニュース

平成22年度新入会員の紹介

新たに下記の組合が本会に加入されました。

香川県中部花卉協同組合

- 住 所 丸亀市土器町北二丁目3番地
- 主な事業 共同精算事業、団体協約締結、教育情報事業
- 組合員数 140名

さぬき市環境事業協同組合

- 住 所 さぬき市志度936番地3
- 主な事業 共同受注事業、共同購買事業、教育情報事業
- 組合員数 4名

リフォーム建設業協同組合

- 住 所 丸亀市天満町1丁目6番11号
- 主な事業 共同受注事業、共同購買事業、共同宣伝事業、教育情報事業
- 組合員数 4名

香川県山林種苗協同組合

- 住 所 高松市中野町23番2号
- 主な事業 共同販売事業、共同購買事業、団体協約締結、教育情報事業
- 組合員数 5名

香川県生コンクリート協同組合連合会

- 住 所 丸亀市川西町北1351番地1
- 主な事業 共同販売事業、共同購買事業、教育情報事業
- 組合員数 4名

中央会だより

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る 中小企業者のための特別相談窓口を設置

この度の東北地方太平洋沖地震・大津波等により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

本会では、平成23年東北地方太平洋沖地震により影響を受ける中小企業者の相談に対応するために、特別相談窓口を設置しました。

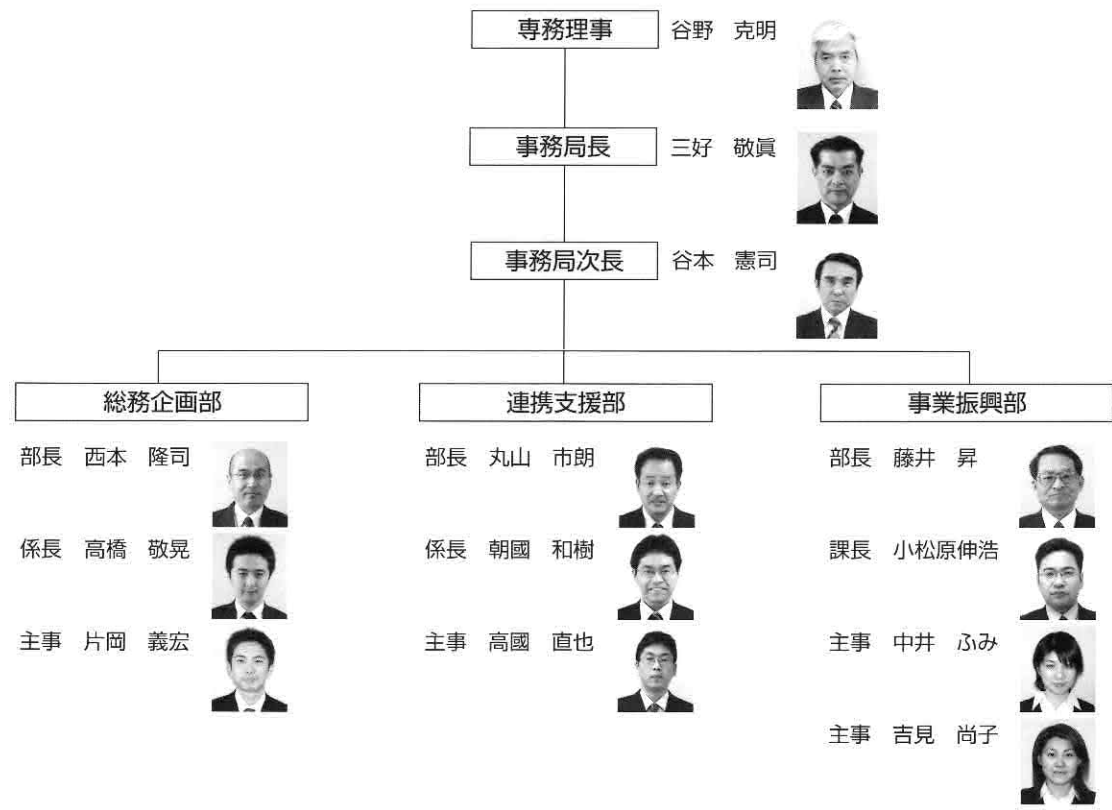
- 設置場所 香川県中小企業団体中央会内
- 開設時間 午前8時30分～午後5時15分
- 電話 087-851-8311

なお、特別相談窓口は、本会のほか、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業基盤整備機構にも設置されております。

中央会だより

香川県中央会平成23年度事務局機構図

平成23年4月1日現在の事務局機構図は下記のとおりです。



中央会だより

決算期の事務手順について

多くの組合は、3月の事業年度終了により5月の総会時期まで、決算書作成に始まり、監査会、理事会及び通常総会の開催並びに定款変更、代表者変更等に伴う変更登記まで一連の事務手続きが続く多忙な時期に入りますので、下記の決算期の事務スケジュールをご参考に円滑に対処していただきますようお願い申し上げます。

□ 決算期の事務スケジュール

2か月以内に通常総会を開催する場合

	事業年度末 (3月31日の場合)	事業報告書、決算関係書類の作成
4週間以内	監事による監査	監事は理事に対し、決算関係書類、事業報告書の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定められた日のいずれか遅い日まで に監査意見書を提出する。
	出資口数及び払込済 出資総額の変更登記	期中に出資金の増減があった場合は、事業年度終了後4週間以内(4月28日まで)に変更登記をしなければならぬ。
1週間前までに 通知	理事会の招集 理事会の開催	理事会開催日の1週間前までに通知 ●通常総会提出議案の審議 ●通常総会開催日時及び場所の決定 ●決算関係書類、事業報告書の承認
10日前までに 到着	通常総会の招集 通常総会の開催	総会開催日の10日前までに到達すること決算関係書類も組合員に提供 ●決算関係書類の承認 ●事業計画、収支予算の承認 ●定款の変更 ●役員改選など
2週間以内	決算関係書類の提出 役員変更届の提出 代表理事の変更登記	所管行政庁に提出 役員が改選された場合に提出 代表理事就任後2週間以内に登記
	定款変更認可申請	総会終了後、遅滞なく申請
	税務申告	総会で承認された決算関係書類に基づいて5月末までに申告

決算関係書類の提出

決算関係書類は通常総会に提出し、承認を受け、総会終了の日から2週間以内に所管の行政庁に提出することが義務づけられています。

様式は各法律の施行規則に定められており、添付書類は次の通りです。

- ①事業報告書
- ②財産目録
- ③貸借対照表
- ④損益計算書
- ⑤剰余金の処分又は損失金の処理の方法を記載した書面
- ⑥上記書類を提出した総会(総代会)の議事録(謄本でも可)

役員変更届

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に届け出ることが法律で義務づけられています。

役員の変更とは、役員の氏名又は住所に変更があった場合、役員の改選又は補充があった場合、代表理事の交代、役付理事(副理事長、専務理事等)の交代、役員が辞任した場合など役員に関する一切の変更をいいます。

変更の届出には次の添付書類が必要です。

- ①変更した事項を記載した書面(変更前と変更後の対照表)
- ②変更年月日及び理由を記載した書面
- ③役員の変更が選挙又は選任によった場合は、総会(総代会)及び理事会の議事録(謄本でも可)

代表理事変更登記

組合は、代表理事の氏名、住所及び資格が登記事項とされています。これらの事項に変更(氏名・住所の変更、就任・重任、死亡、辞任、任期満了による資格喪失による退任等)があった時は、主たる事務所の所在地において2週間以内に変更の登記を行わなければなりません。なお、同一人物が再任した場合も変更登記が必要です。

代表理事の変更登記申請書には次の書類の添付が必要です。

- ①定款謄本
- ②総会及び理事会議事録(謄本でも可)
- ③代表理事の就任承諾書(理事会議事録に選任された代表理事が就任の意思を示した旨の記載があり、代表理事が記名押印していれば理事会議事録の記載の援用が可)
- ④印鑑証明書(当該議事録に変更前の代表理事が記名押印し、その者が代表理事就任の際に登記所に提出している印鑑と同じものが押印されている場合は不要)
- ⑤委任状(代表理事本人が登記申請する場合は不要)

総会・理事会Q&A

総会時期に会員組合の皆様からよくご相談のある質問をまとめてみました。
ご不明な点、これ以外のご相談については本会までお問い合わせください。

総会議決事項

【質問】

組合における総会の法定議決事項、任意議決事項とは、どのような事項を指すのか具体的におしえて下さい。

総会における法定議決事項は、総会が組合の最高の意思決定機関であることから、必ず総会の議決を要すると法によって定められた事項です。また、任意議決事項は、定款で総会の議決を要すると定めた事項であり、このなかには理事会で総会の議決を要すると定めた事項も含まれます。

主な法定議決事項と任意議決事項

①法定議決事項

定款の変更、規約の設定・変更又は廃止、毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更、経費の賦課及び徴収の方法、組合員の除名、役員を選挙等

②任意議決事項

借入金残高の最高限度、1組合員に対する貸付限度及び債務保証残高の最高限度、理事会において必要と認めた事項等

理事の代理出席について

【質問】

組合の理事が理事会に出席できない場合、代理人を参加させることができるのでしょうか。

組合の理事は個人的信頼に基づき選任され、かつ、組合と委任契約を締結した者ですから、その権利の行使及び義務の履行は、理事みずからの意思及び行為として行われるべきです。また、中小企業等協同組合法第36条の6第3項においては、組合が特に定款に定めた場合には書面によって理事会の議決に参加することができるとしていることの反対解釈から、理事は、代理人によって議決権を行使することはできないと解釈します。

議長の委任状行使について

【質問】

協同組合の総会の議長は、委任状を受けられますか。

中小企業等協同組合法第52条第3項で、議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しないと規定されていますので、議長は議決権を有しません。

したがって、委任状による議決権の行使はできません。

議長は組合員として総会の議決に加わることはできず、さらに議長は自分の代理人をして議決権を行使することも、また、他の組合員の代理人となることもできません。しかし普通議決事項について可否同数の場合は、議長の決するところにとされており、とくに議長の可否の決定権が与えられています。

また、議長の選挙権の有無については、法は議決権と選挙権を区別しているため、選挙権は剥奪されていないものと解釈します。

役員定数について

【質問】

組合員数が増加してきたので、理事定数を増員したいのですが上限はあるのでしょうか。また、今後も組合員の増加が予想されることから定数を「〇〇人以上」と変更したいのですが可能でしょうか。

中小企業等協同組合法第35条第2項において役員の定数は「理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上」と定められていますが、規定する数以上であれば、何人でもあろうと法令違反にはなりません。

また役員の定数は、定款の絶対的記載事項ですから、必ず定款に役員定数を確定的に記載しておかなければなりません。「若干名」「〇〇人以内」「〇〇人以上」との規定は確定数とならないため、そのような記載をすることはできません。

「〇〇人以上〇〇人以内」といった規定は確定数とされますが、下限と上限の幅はできるだけ小さくする必要があります。

役員の定数を定めた場合、組合は常に定数を充足するよう役員を選出しておかなければならないため、定款で「〇〇人以上〇〇人以内」と規定している場合は、任期中に辞任等によって定数を欠いてしまう場合を想定して、できる限り上限数を選出しておくことがのぞましいです。

役員の選出について(1)

【質問】

総会において定款変更を行い理事の増加を議決し、同時に任期満了による役員改選を行いました。理事定数は、定款変更に伴う行政庁の認可を待たず、議決された新定数を選任しましたが、このような場合の総会議事録の適正な記載方法をお教えてください。

役員の定数の増加につき定款の変更を議決した総会において、行政庁の認可を待たず、直ちに増員分の役員を含めた役員全員の選挙を行う場合は、次の何れかの方法によれば有効です。

①定款変更前の定数による役員選挙と増員分の役員選挙とを区別して行い、定款変更前の定数による部分の役員は直ちに就任し、増員分の役員は選挙の際に定款変更につき行政庁の認可(中小企業等協同組合法第51条第2項の規定により定款変更の効力は行政庁の認可を受けなければ効力は生じない。)を受けた日から就任する旨の停止条件(例:「定款変更認可日を持って就任することを承諾した」)を付しておき、行政庁の認可があった日に就任します。

②定款変更による増員分を含めた全役員の子選挙を一括して行う事とし、その際役員の子全員につき、①のような停止条件を付し、行政庁の定款変更の認可を受けた日に就任します。

役員の選出について(2)

【質問】

法人である組合員の役員が、組合の理事に選出されていましたが、退職したため法人の経営する業務にたずさわる他の役員に理事を交替したいとの申し出がありました。総会の議決を経ずにそのまま理事を交替することは可能でしょうか。

理事の選任は、中小企業等協同組合法第35条の規定により、必ず総会において選挙又は選任しなければならないので、それによらない理事の交替ということは、法律に違反します。理事は、組合員たる法人を代表しているのではなく、個人として、組合との委任契約により公平な立場から組合の業務執行の決定に参画するものですので、理事が、組合員たる同一法人の他の役員と交替するということは、理事本来の趣旨からいってもできません。

お知らせ

地震対策緊急融資の創設について ～香川県制度融資のお知らせ～

香川県では東北地方太平洋沖地震の影響により、売掛金回収が困難になったり、生産活動が一時停止するなど事業活動に支障が生じている中小企業者の方へ「地震対策緊急融資」を創設し、平成23年3月22日より受付を開始しております。

1.融資対象者	県内に事業所を有し、6カ月以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、以下のいずれかに該当し、事業活動に支障が生じているもの 1 地震により被害を受けた企業に対する債権の回収が困難となっているもの 2 地震の影響により1か月以上の売上高が前年同期の売上高に比して10%以上減少していること又は減少する見込みがあるもの 3 地震の影響により臨時的に経費が必要であるもの
2.資金用途	運転資金
3.融資金額	20,000千円以内
4.融資期間	運転資金 5年以内(据置期間1年以内) 原則として毎月元金均等償還とします
5.融資利率	年1.50%
6.信用保証	保証付 信用保証料率 年 0.40%～1.55%
7.担保	必要に応じて徴求します
8.保証人	金融機関及び信用保証協会の定めるところによります
9.取扱金融機関	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信用組合、中国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、高知銀行、阿波銀行、徳島銀行、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行
10.取扱期間	平成23年3月22日から平成23年12月30日まで
11.その他	借換えにはお使いになれません

香川県制度融資取扱金融機関又は香川県信用保証協会へご相談ください
[制度の問合せ先] 香川県商工労働部経営支援課 TEL:087-832-3347

商工中金だより

独立行政法人日本貿易保険(NEXI)と連携し、「NEXI貿易保険付輸出代金債権担保融資」制度の取扱いを開始します。

【NEXI貿易保険付輸出代金債権担保融資】制度

(1) 融資対象者	NEXIの貿易保険を付保された輸出代金債権を保有する法定中小企業
(2) 融資条件	・融資金額 (日本円) 輸出代金債権額を上限 (米ドル) 100千ドル以上、かつ輸出代金債権額を上限
	・融資期間 原則として1年未満(輸出代金債権の決済期日まで)
	・資金使途 原則として運転資金
	・融資形態 手形貸付
(3) その他	・担保 以下について担保取得とする。 ①債権譲渡禁止特約がない輸出代金債権 ②NEXI貿易保険保険金請求権
	融資に際しては当金庫の審査が必要となります。審査結果によっては御希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

【お問い合わせ先】
株式会社 商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0052 高松市瓦町1-3-8
TEL 087-821-6145 FAX 087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 中小企業事業からのご案内 ●

なお、下記掲載は貸付制度の一部ですので、詳しくは日本政策金融公庫高松支店中小企業事業までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 (固定金利型)	6億円	特別利率 ^③ ただし、6年目以降は 基準利率+0.2%	6億円	設備 15年 運転 7年	地域活性化・ 雇用促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率 ^{①②③}	5億4千万円	設備 20年 運転 7年
新事業活動促進資金 (固定金利型)	7億2千万円	基準利率 特別利率 ^{①③}	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	環境・エネルギー 対策資金	7億2千万円	特別利率 ^{①②③} 特省エネルギー	4億円	設備 15年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	特別利率 ^{①②}	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	経営環境変化 対応資金	4億8千万円	基準利率 (注1)	—	設備 15年 運転 7年
企業活力強化資金	7億2千万円	特別利率 ^{①②③}	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	基準利率+2.5% 基準利率+1.0%	—	設備 10年 運転 5年
海外展開資金	7億2千万円	基準利率 特別利率 ^②	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	企業再建・ 事業承継支援資金	7億2千万円	基準利率 特別利率 ^①	2億7千万円	設備 20年 運転 10年

(注1) ●長期運転資金に限り、上限3% ●一定の要件に該当する場合、金利控除(0.1%、0.3%又は0.4%)の適用可能
(注)同一貸付でも、信用リスクや貸付期間により、適用利率が異なります。融資利率等の詳細は日本政策金融公庫HPをご覧ください。

● 国民生活事業からのご案内 ●

日本政策金融公庫 国民生活事業は、中小企業のみならずの政府系金融機関です。
セーフティネット貸付をはじめとした各種融資制度を取り扱っております。

普通貸付

事業を営むほとんどの方にご利用いただけます。

ご融資額	4,800万円以内
ご返済期間	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内
利率	2.25%～(固定)(平成23年度3月9日現在)

(注)ご返済期間によって異なる利率が適用されます。

災害貸付(平成23年東北地方太平洋沖地震関連。特別相談窓口設置中)

平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害(*)を受けた方にご利用いただけます。

(*)「被害」とは、事務所の全壊等、地震等から受けた直接的な被害および取引先が被災したことに起因する売上の減少、
売掛金の固定化等、災害が発生したことにより間接的に生じたと認められる被害のことを指します。

ご融資額	別枠3,000万円以内
ご返済期間	10年以内
利率	2.25%～(固定)(平成23年3月11日現在)

(注) ●ご返済期間等によって異なる利率が適用されます。 ●金利は金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載の金利とは異なる場合があります。
●担保や保証人については、お客さまのご要望に弾力的に対応します。 ●ご相談の結果、お客さまのご要望に沿えないことがあります

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2・3階 URL: <http://www.jfc.go.jp/>

中小企業事業(旧 中小企業金融公庫)
〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル3階
TEL:087-851-9141 FAX:087-822-1423

国民生活事業 融資相談係(旧 国民生活金融公庫)
〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2階
TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

「景況感は先行きに大きな不安」

2011年2月

2月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-44.7ポイントで前月調査と同ポイントであった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-23.4ポイントで前月調査の-29.8ポイントから6.4ポイントの改善、収益DI値は-44.7ポイントで前月調査の-46.8ポイントとから2.1ポイントの改善となった。また、全国集計においては、「雇用人員」を除く7指標で上昇したものの、東北太平洋沖地震による被災の影響は深刻であり、先行きに大きな不安を抱えている。

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製造業	食料品									
	繊維・同製品									
	木材・木製品									
	紙・紙加工品									
	印刷									
	化学製品									
	窯業・土石製品									
	鉄鋼・金属製品									
	一般機器									
	電気機器									
	輸送用機器									
	その他									
	非製造業	卸売業							—	
小売業								—		
商店街								—		
サービス業			—					—		
建設業			—					—		
運輸業			—					—		
その他			—					—		
DI値(当月)		-23.4	-23.5	-17.1	-21.2	-44.7	-31.9	-12.5	-14.8	-44.7
DI値(前月)		-29.8	-22.8	-19.2	-17	-46.8	-27.6	-21.7	-19.1	-44.7

好 転	やや好転	変わらず	やや悪化	悪 化
30以上	10~30未満	10未満~▲10	▲10超~▲30未満	▲30以上

DI(ディフュージョン・インデックス)…前年同月と比較した企業の景況感を示す業況判断指数

計算式: (「増加」「好転」した組合数 - 「減少」「悪化」した組合数) / 有効回答組合数 × 100

※ただし、在庫総数についてはDI値マイナスの場合には好転、プラスの場合には悪化の方向とします。

※中央会では、県内の地区・業種を代表する中小企業組合の役員(19業種、48名)を情報連絡員として委嘱しており、本調査報告は、連絡員からの景況報告をもとに毎月集計しております。

業界情報

【食料品】

- 製粉業者が購入する外国産小麦が4月から18%の値上げとなる。小麦粉に波及するのは必至と思われるが値上げの時期は7月頃からとなると思われる。(製粉製種)
- 出荷高は前年同月比98.2%。(調理食品)
- 組合員の業況は全般的に不振の状況にあり、売上高も低迷していると推察できる。当組合も2月はほぼ前年並の出荷量が確保できたものの、本年3月期の決算の見込みは5%以上の出荷量の減少が大きく影響し、利益は大きく減少するものと予測される。本年4月以降の原料価格の上昇(特に小麦価格の高騰)が懸念される。(醤油)

【繊維・同製品】

- 中国での人手不足や欧州メーカーの中国への製品発注のため納期遅れが発生していたが、1月入荷のため販売は多くなく、多くのメーカーが次シーズンのプロパー商品として在庫に回している。今後中国での生産状況回復が急務である。(手袋)
- 本来中国で生産する予定の製品が、中国国内の縫製業就業人口の減少により生産できなくなったことから、急速国内で生産するようになり、仕事量は増加しているものの国内には工場並びに就業人口が減少しているため納期遅れ、残業代等件費の増加等により利益はあまり出ていない。物が売れて忙しくなったのではないため加工賃もあまり高くなっていない。(縫製)

【木材・木製品】

- 組合全体として前年・前月と比較して売上高、販売価格等全ての面で悪い方向に進んでいると推測される。先月1社が倒産したがこのような状況が続けば、連鎖倒産とまで云わないまでも倒産が続くと思われ、組合自体の存続が危ぶまれる。(家具)
- 住宅産業関連での税制(相続税の強化等)の変化が予想され、それが好景気又は不況のどちらに影響していくのが不安です。(製材)
- 昨年末から住宅着工戸数が増加傾向にあり、景気回復の兆しかと期待したが、2月は低迷して明るさが見えない。(木材)

【印刷】

- 大手は回復の傾向が見え始めたというものの、中小企業にとっては先行き不透明。(印刷)

【窯業・土石製品】

- 売上は底で、横這い状態と思われる。加えて最近県内外で建設関連業者の倒産が見られ、エリア内の不良債権発生が懸念される。(生コンクリート)
- 年度末にもかかわらず既に受注分の製造は終了し、先行きは完全に不透明。(ブロック)

【鉄鋼・金属】

- メーカーの3月在庫調整に伴う発注減があった。円高、原材料高、燃料高が収益に及ぼす影響は大きく、自社のコストダウンだけでは対処しきれない面もある。(鍍金)

【一般機器】

- 受注増加の気配があるが、売上増加にはまだ結びついていない。設備の稼働率は少しずつではあるが上がっている。一般機械については引き合いも増加し、期待感が膨らむが現実の受注増加までは至っていない。鉄骨は公共工事の動きが少なく、凹凸があり繁閑の差が大きく一日暮らし。零細企業は依然として受注環境、雇用環境共に厳しい。造船については引き続き高稼働率であるが、今後の採算、特に2年程度の将来については要注意。(一般産業用機械・装置)

【輸送用機器】

- 組合としては1ドックが閉鎖しているため、2~3ヶ月が踏ん張り時である。(造船)

【その他製造業】

- 大口受注の件数が減少している。また、その単価が低下傾向にある。(団扇)
- 2月も天候不順で、売上は不調。暖かくなってお客様の動きが良くなることを願っている。(漆器)
- ガソリン等価格上昇により、消費者も寝具の価格上昇を受け入れてくれるがやはり売上が鈍い。値上げしても運送コストが上がっているので収益は悪化している。3月27日に高松-上海間に就航する中国の航空会社のチケットを購入したが東京便より安く、海外出張が行いやすくなりビジネスチャンスが増えそうである。(綿寝具)

【小売業】

- 収益状況が悪化。(青果物)
- エコポイント変更に伴い来店者数及び電話が目に見えて減少。特にテレビの売上が前年度と比較した場合、30~40%ダウンしている。また他の商品も軒並みダウンである。エコポイント効果は今年になり無いに等しい状況です。我々家電業界も今後は不況業種の仲間になるのではないかと心配している。(電機)

【商店街】

- 2月も過去、経験した事がないほど厳しい月であったような気がします。どの業種も低迷しております。景気がよくなるのはもう夢の世界のような気が致します。政治がよくならない以上期待がもてません。商店街の人通りも減っております。人が多いと思う曜日は本当に少なくなりました。(高松市)
- 商店街の中は相変わらず「閑古鳥」が鳴いている。2月に、毎月第4土曜に開いている「市(いち)」にあわせて、若者をターゲットにした「アニメフェス」をやったが、終日若者を中心に街が賑わった。店の売上げに直結はしないが人を街に呼び込むのに、規制概念にとらわれない新しい発想が大切だと実感した。また、商店街は絶えず「何か」をやって行くことの必要性を感じた。(丸亀市)

【サービス業】

- 受注減が続いているうえ、受注価格も減少傾向にある。少し上向いていたと思っていたが、また動きが低調になった。このまま年度末を迎えると相当厳しい社会現象が現れると思う。(ディスプレイ)
- 今月も、稼働率は昨年に比較し同一であったが単価低下で、売上は10%減少である。出張も減少し、1月と同様の低迷である。この低単価化に歯止めをかけるべく、各種施策を講じているが、売り上げ減で、これでは稼働率を上げるには、低単価化しかなく、絶対売り上げ金額は、厳しい状況となり、資金ショートへの道を進む形になり、各施設苦戦している。(旅館)
- 大きな変化はないが、年度末で次年度の予算・計画等が動いており、スマートフォンなどへの新たな取り組みが見られる。(情報)

【建設業】

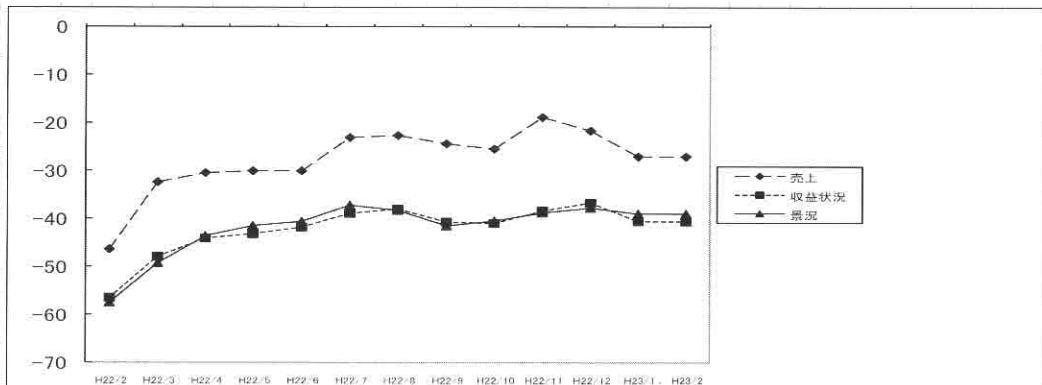
- 国の公共事業予算は、政権交代後の本年度は過去最高の18%強が減額され、マニフェストで掲げた額を1年で達成したにもかかわらず、来年度においても実質5%の減額となる。完工高のほとんどが公共事業の組合員には非常に厳しい状況です。(総合建設)

【運輸業】

- 1月分の高速道路通行料金支払額も対前年同月比で3.8増であり11ヶ月連続の増加であるが、昨年7月(12.3%増)、8月(6.9%増)をピークとして減少傾向をたどっている。昨年4月に高速道路の新料金制度を発表して以降軒余曲折があったが、2月16日に高速道路の当面の新たな料金割引に関する計画案が発表され、中型車以上については上限性がなくなり、従来通りの距離別であるが、普通車に比べて格差があるため国民生活、産業活動を支える物流についても割引拡充並びに営業者向けの割引制度創設等が必要である。(トラック)

全国集計による主要3指標(DI)の推移(対前年同月比)

■全業種



※集計結果は、本会ホームページ上でもご覧になれます。 <http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

組合企業訪問 頑張ってます

株式会社 岡モータース

- 所属組合 香川県中古自動車販売商工組合
- 役職名 副理事長

事業所の概要



代表取締役 岡 宏治

- | | |
|-------------|--|
| 代 表 者 | 岡 宏治 |
| 創 業 | 1961年 |
| 資 本 金 | 1,000万円 |
| 従 業 員 数 | 14人 |
| 住 所 | 〒761-8058
香川県高松市勅使町630番地
TEL 087-865-5588
FAX 087-865-5599 |
| 事 業 内 容 | 各種新車・中古車・未使用車販売
キャンピングカー新車・中古車販売
自動車買取業務
自動車関連商品の販売
車検・整備・板金塗装
保険業務(富士火災、富士生命、損保ジャパン) |
| ホ ー ム ペ ー ジ | http://www.okamotors.co.jp/ |



▲会社全景

沿 革

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 昭和36年 | 岡隆義が岡モータース創業 |
| 昭和38年 | 有限会社岡モータース設立 |
| 昭和55年 | 高松市勅使町491番地に移転 |
| 昭和60年 | 高松市勅使町610番地に移転 |
| 平成 5年 | 株式会社岡モータースに組織変更
岡隆義が組合の理事長に就任 |
| 平成10年 | 岡宏治が代表取締役就任 |
| 平成11年 | 高松市勅使町630番地に移転 |
| 平成13年 | 岡隆義が組合の理事長を退任
岡宏治が組合の理事に就任 |
| 平成14年 | 展示場拡張 |
| 平成21年 | 岡宏治が組合の副理事長に就任 |

キャンピングカー部門

当社は従来からの新車、中古車販売に加えて7年前よりキャンピングカーの販売にも注力して参りました。現在、バンテック、アネックス、トイファクトリーなど国内トップブランドのキャンピングカービルダー9社と四国地区代理店契約を締結しております。中四国最大級の品揃えの30台超の新車キャンピングカーを展示しており、キャンピングカーに実際に乗りこんで触って体験して頂ける展示場となっています。

豊富な知識と経験をもった専門スタッフとメカニックがおりますので何でもご相談頂くことができます。



▲キャンピングカー展示場

キャンピングカーQ&A

Q 誰にでも運転できるの?

A 当社取り扱いのキャンピングカーは基本的に乗車定員10名以内なので普通免許で運転できます。また、トレ

あなたの「欲しい！」がきつと見つかる。

ーラーもほとんど750Kg未満ですので普通免許で牽引でき、特別牽引免許は必要ありません。

Q どういう使い方があるの？

A いくつか活用例をあげさせていただきますと、

- 休みが不定期で忙しい方でも、旅行の予約が必要ないので気軽に出かけることができます。
- 宿泊費を節約することにより、例えば食事を豪勢になどのワンランク上の旅が楽しめます。
- つり、写真、スキー、マリンスポーツなど趣味のための別荘代わりに使えます。
- ペット同伴の旅行にも気兼ねなく使えます。

Q 維持費は高いの？

A 基本的に普通の乗用車を1台所有するのと維持費はほとんど変わりません。自動車税などはむしろ普通車より安く、高速道路も普通車料金で利用できます。



▲キャンピングカーの車内



▲コンパクトで実用性も兼ね備えています

岡モータースキャンプ大会

平成22年10月16日(土)～17日(日)にかけて、高松市塩江町で岡モータースキャンプ大会を開催しました。今回で5回目となる人気イベントで、当社コ

ーザー様を中心に42台153名が参加しました。二日間とも天候にも恵まれ、参加者同士の親睦も深めることができました。

参加者からは、キャンピングカーの様々な楽しみ方を逆に教えていただき、「購入して本当によかった。」とか「もっと早くキャンピングカーに出会えていたら」という声を頂きました。スタッフ一同キャンピングカーという夢を売る仕事に携わることができ本当にうれしく思っています。



▲キャンプ大会

マナーアップの啓蒙活動

車中泊がブームになる中、高速道路のサービスエリアや道の駅で長期間駐車したりゴミを許可なく投棄したりすることが問題となっています。一部の不心得なユーザーの行動が他の利用者への迷惑行為となってしまいます。キャンピングカー自体目立つためよい手本となって頂きたいと思っております。当社では購入時の説明だけでなく、岡モータースキャンプ等の場所で啓蒙活動を行っています。ゴミを持ち帰るのは当然のことですが、他の人に迷惑を掛けないよう心掛けて行動するようマナーアップを呼びかけています。

今後の抱負

これまで当社は50年にわたり多くのお客様に支えられてまいりました。そして私達はなによりお客様との信頼の絆を第一と考えております。今後はお客様のさらなる要望に応えるために、品揃えの充実とメンテナンスの強化、そして新たなエリアへの出展を計画しております。軽四からキャンピングカーまでお客様に良質な車をお届けするよう努力致しますので、変わらぬご支持をどうぞよろしくお願い致します。

1日	(独)雇用・能力開発機構運営協議会及びものづくり人材育成推進協議会	(同香川センター)
3日	外国人研修受入れ適正化支援事業連絡会議	(ホテルニューフロンティア)
7日	香川県産業会館管理組合委員会・幹事会	(香川県信用保証協会)
	地域密着型金融に関するシンポジウム	(リーガホテルゼスト高松)
8日	中小企業応援ファンド事業審査委員会	(香川産業頭脳化センター)
9日	中小企業応援ファンド事業審査委員会	(香川産業頭脳化センター)
	高齢者雇用制度普及推進会議	(高松商工会議所)
10日	香川子育て女性等の就職支援協議会	(サンポート合同庁舎)
11日	協同組合ハイウェイシステム通常総代会	(花樹海)
15日	官公需適格組合審査諮問委員会	(サンポート合同庁舎)
16日	四国ブロック中小企業青年中央会会長会議	(高知県)
	中小企業支援ネットワーク強化事業担当者連絡会	(四国経済産業局)
17日	中小企業応援ファンド事業審査委員会全体会	(香川産業頭脳化センター)
	香川県信用保証協会理事会	(香川県信用保証協会)
18日	かがわ農商工連携ファンド発展セミナー	(高松国際ホテル)
19日	「第28回 香川の漆器まつり」会場開き	(玉藻公園披雲閣)
23日	労働者派遣事業適正運営協力員会議	(サンポート合同庁舎)
	さぬきうどん振興協議会個別指導会	(本会)
	青年部まつり第2回実行委員会	(本会)
24日	香川県職業能力開発協会理事会	(香川地域職業訓練センター)
	香川県農機具商工業協同組合通常総会	(オークラホテル高松)
25日	外国人研修・技能実習制度に関する研修会	(マリンパレスさぬき)
28日	香川県共同募金会評議員会	(共同募金会)
	かがわ産業支援財団理事会	(ルポール讃岐)
29日	香川県環境保全公社第105回理事会	(ルポール讃岐)
	香川県生活衛生営業指導センター評議員会	(ルポール讃岐)
30日	かがわ中小企業応援センター連絡協議会連絡会	(かがわ産業支援センター)

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	老いの才覚	曾野 綾子	ベストセラーズ/800円
2	県民性マンガ うちのトコでは②	もぐら	飛鳥新社/1,000円
3	謎解きはディナーのあとで	東川 篤哉	小学館/1,575円
4	島田紳助 100の言葉	島田 紳助	ワニブックス/880円
5	麒麟の翼	東野 圭吾	講談社/1,680円